令和８年 10 月 29 日

関係団体　御中

国　　税　　庁
デ　ジ　タ　ル　庁

令和８年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知のお願いについて（依頼）

平素より税務行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

政府においては、これまでも事業者の皆様を含む国民の利便向上を目指し、事業者の業務や公的手続のデジタル化に取り組んできたところです。

これまで以上にそれらの取組を進めていくため、デジタル庁や各府省庁と連携しながら、取組の周知・広報を行っていくこととしております。

こうした中で、令和８年分の所得税の確定申告や事業者のデジタル化促進に向けて、貴会を通じた事業者の皆様への着実な周知が必要不可欠だと考えております。以下の内容について、会員の皆様に周知いただきますようお願い申し上げます。

１.周知をお願いしたい事項

(1) 年末調整手続の電子化について

令和２年 10 月から、年末調整関係書類（控除申告書及び控除証明書等）を電磁的な方法で勤務先へ提出することが可能となったことから、国税庁では年末調整手続の電子化を推進しております。

年末調整手続の電子化とは、①従業員は控除証明書等をデータで取得し、これを利用して控除申告書をデータで作成、②勤務先は従業員から年末調整関係書類のデータ提供を受け、このデータを利用して年税額を自動計算することができるものです。

年末調整手続を電子化することで、従業員は簡便に控除申告書を作成することができ、勤務先の給与担当者は控除額等や控除証明書等の確認作業が軽減されるなど、従業員と勤務先の双方にメリットがあります。

また、国税庁では、「年調ソフト（年末調整控除申告書作成用ソフトウェア）」を無償で提供しています。従業員は、このソフトを利用して、控除証明書等データから勤務先に提出する年末調整関係書類をデータ又は書面で作成することができます。

できる限り多くの事業者の方に年末調整手続の電子化を推進いただくよう、別紙１を貴会の機関紙（誌）等へ掲載していただくなど、会員に対する周知の御協力をお願い申し上げます。

(2) 自宅等からのマイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告について

確定申告をする際には、スマートフォンやパソコンを使って、自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。画面に表示される案内に沿って金額等を入力するだけで、税額等が自動計算され、計算誤りのない所得税の申告書を作成することが可能です。作成した申告書は、そのまま e-Tax により送信できます。

さらに、マイナンバーカードを利用した e-Tax（注１）の場合、給与所得の源泉徴収票の情報や医療費、ふるさと納税等の情報をマイナポータル連携を利用して自動入力することで、入力の手間もなく、計算誤りのない確定申告が可能です。

「スマートフォンのマイナンバーカード」を利用登録している場合、実物のマイナンバーカードをかざすことなく、顔や指紋などの生体認証を使って、簡単かつ安全に申告書の作成・e-Tax 送信のための本人確認ができます。

なお、マイナンバーカードは、電子証明書の有効期限５年が過ぎると、e-Tax の申告・申請手続に利用できなくなり、カード本体の有効期限 10 年が過ぎると、本人確認書類としても使用できなくなります。

貴会におかれましては、給与所得の源泉徴収票の交付時期に、別紙２、別紙３を参考に、従業員等への周知を会員の皆様へ依頼いただきますようお願い申し上げます。周知いただきたい内容は、マイナンバーカードを利用した e-Tax による確定申告やマイナポータル連携の利便性、マイナンバーカード本体・電子証明書の有効期限や更新手続（注２）の２点です。

（注１）　2026年８月に、デジタル庁がこれまでの「マイナポータルアプリ」をアップデートした「マイナアプリ」をリリースしております。マイナンバーカードを利用したe-Taxには、同アプリが必要となります。

（注２）　マイナンバーカード本体・電子証明書の有効期限や更新手続については、デジタル庁ホームページ（右のQRコードからアクセス可能）も御活用ください。

(3) 源泉徴収票のみなし提出の特例について

令和９年１月以降に提出すべき令和８年分以降の給与所得の源泉徴収票からは、市区町村に給与支払報告書を提出した場合、税務署にも給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、税務署への提出は不要となります。

さらに、給与支払報告書を eLTAX で提出することにより、各市区町村へ給与支払報告書を送付する事務が不要となるなど、事業者における事務負担が軽減されます。従業員においても、確定申告を行う際、マイナポータル連携を利用することにより、給与支払報告書の情報が自動で入力され、より簡単・便利に確定申告書を作成できるというメリットがあります（注）。

できる限り多くの事業者に給与支払報告書を eLTAX によりオンラインで提出いただけるよう、別紙４を貴会の機関紙（誌）等へ掲載していただくなど、会員に対する周知の御協力をお願い申し上げます。

（注）　従業員がマイナポータル連携による自動入力を利用するためには、事業者において、従業員のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等を正しく入力いただく必要があります。

(4) デジタルインボイス普及の取組について

事業者の取引・会計・税務といった一連の業務のデジタル化により、事業者の経営の効率化・高度化や生産性の向上が期待されます。事業者のデジタル化促進のため、関係省庁が連携して、まずは、事業者によるクラウド会計ツールの活用やデジタルインボイスの導入を促進します。中長期的には、事業者の取引から会計、税務申告・納税に至るまでの一連の業務プロセスについて一貫したデジタル処理が可能となる環境の整備を目指しております。

また、デジタルインボイスの普及に向けては、令和８年度税制改正において、個人事業者のデジタルインボイス導入のインセンティブとなる青色申告特別控除の見直し（最大 75 万円控除）が行われ、令和９年分以後の所得税について適用されます。

国税庁においては、デジタルインボイスの導入を含めた事業者のデジタル化促進に関する広報素材（リーフレット・動画）やデジタル化に関する様々な困りごとに関する相談窓口一覧を作成し、事業者のデジタル化の支援や施策の周知・広報を行っております。

貴会におかれましても、会員の皆様に対して、別紙５、参考サイトの広報素材や相談窓口一覧を共有していただくなど、事業者の取引・会計・税務といった一連の業務のデジタル化促進に御協力いただきますようお願い申し上げます。

○ 別紙一覧

従業員・経理担当者向け	【別紙１】年末調整手続の電子化で業務の効率化 （こちら）	
従業員向け	【別紙２】確定申告はマイナポータル連携で自動入力	PDF のみ
	【別紙３】マイナポータル連携でデータが自動で反映 （こちら）	
経理担当者向け	【別紙４】令和９年１月から源泉徴収票の提出方法が変わります （こちら）	
	【別紙５】デジタル化に関する相談窓口一覧 （こちら）	
	【参考サイト】事業者のデジタル化促進に関するリーフレット・動画一覧 （こちら）	

２.アンケート回答のお願い

今後の施策の参考とさせていただきたく、周知状況等についてのアンケート（８問程度）を作成しております。大変恐縮ではございますが、３分程度で回答可能なものとなっておりますので、御回答いただきますよう御協力をお願いいたします。

〇御回答期限：2027 年１月末
〇対象者：所管の民間団体の御担当者様

URL：所管法人等の御担当者向けアンケート

（以　上）

【本件の問合せ先】

【所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進の内容について】
国税庁長官官房企画課デジタル化・業務改革室
ＤＸ戦略係長　小林
daigo.kobayashi.ne3@nta.go.jp

いいね!! e-年調（イー ネン チョウ）

年末調整手続の電子化で業務の効率化

①年末調整手続の電子化とは？



2分で分かる！
年末調整の電子化！

電子化の概要 いいね!! e-年調
（1分56秒）

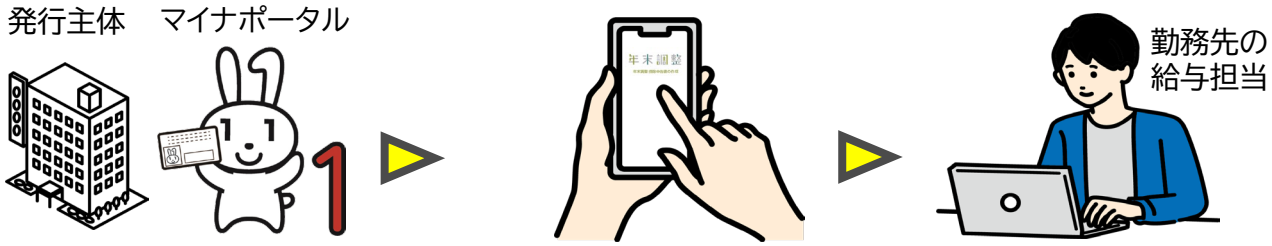
1. 年末調整に必要な控除証明書をデータ取得
2. 年末調整に関する申告書をデータ作成
3. データを利用して年税額を自動計算

②年末調整手続の電子化のメリット

勤務先（給与担当）	従業員（給与所得者）
① 関係書類の配付や回収が不要！	① 手書きでの書類作成が不要！
② 控除額や添付書類のチェックが簡単！	② 控除額はソフトが自動計算！
③ 会社のシステムへの手入力作業が不要！	③ テレワーク中の従業員も提出可能！
④ 書類の保管場所も不要！	④ マイナポータル連携を利用すれば、保険料等の控除証明書等をまとめて取得可能！

年末調整手続の電子化関係パンフレット等はこちら

③従業員による3ステップ



1．準 備
控除証明書等をデータで取得（※）

2．作 成
申告書をデータで作成

3．提 出
勤務先にデータで提出

※ 控除証明書等は、その控除証明書等の発行主体（保険会社等）から取得してください。
なお、マイナポータル連携を利用することで、控除証明書等のデータを一括取得できます。

マイナポータル連携を行うための事前準備については、こちらをご確認ください。

※ マイナポータル連携を利用するためには、マイナンバーカードが必要です。
マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください。

マイナンバーカードの有効期限や更新手続等の詳細は、こちらをご確認ください。

～年末調整控除申告書作成用ソフトウェア（年調ソフト）について～

国税庁では、従業員が利用する「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

これまで、年調ソフトについては、スマホ版及びパソコン版を提供してきましたが、スマホ版の利用が増えてきていることなどを踏まえ、**令和9年分以降**はスマホ版のみの提供となります。

現在、パソコン版の年調ソフトをご利用の場合には、スマホ版への移行をお願いいたします。

年調ソフトはこちら

国税庁 法人番号7000012050002 R8.9

自宅からできる！
確定申告はマイナポータル連携で自動入力!!

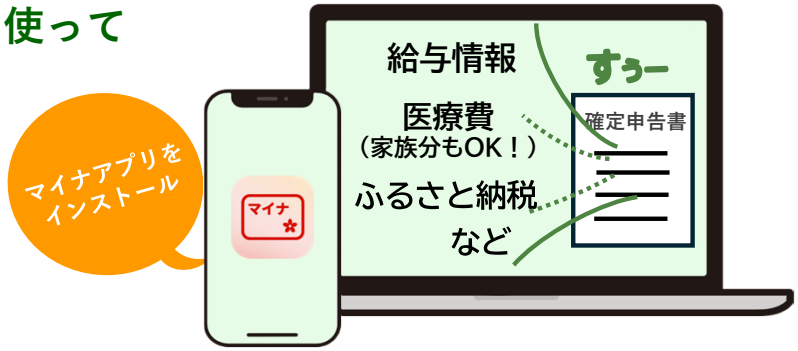
詳細はこちら！



マイナポータル連携ってなに？

1 マイナンバーカードを使って e-Taxで確定申告





スマホでもパソコンでもできます！

2 給与などの情報を申告書に自動入力・自動計算



書類の準備や入力が不要　入力ミスもなく安心　申告手続の時短を実現

給与情報のマイナポータル連携の方法はこちら

※ マイナポータル連携のご利用には**事前準備**が必要です。お早めのご準備をお願いします。

e-Taxに必要なものは？

◆ マイナンバーカード

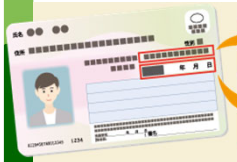
◆ マイナンバーカード読取対応のスマホ

※ マイナンバーカード読取対応のスマホがあれば、ICカードリーダライタは不要です！

◆ マイナンバーカードのパスワード２つ

❶ 利用者証明用電子証明書　数字４桁

❷ 署名用電子証明書　英数字６～16文字



マイナンバーカード有効期限

電子証明書有効期限

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

＼こんな収入の申告漏れにご注意／



特に、副業等による収入の申告漏れにご注意ください！

詳しくはこちら

申告で困ったら、国税庁LINE公式アカウント

「LINE」はLINEヤフー株式会社の商標または登録商標です。

サポートたくさん！安心！

動画で確認　チャットボットに相談　HPで確認　電話で相談



友だち追加はこちらから

ID検索 @kokuzei

申告書の作成や疑問解決に役立つ情報にアクセスできます！

＼国税の納付も自宅から／



振替納税などのキャッシュレス納付が便利です！

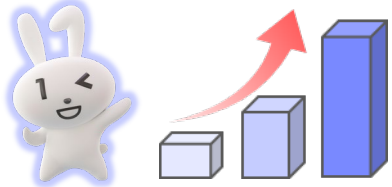
詳しくはこちら

国税庁　法人番号7000012050002

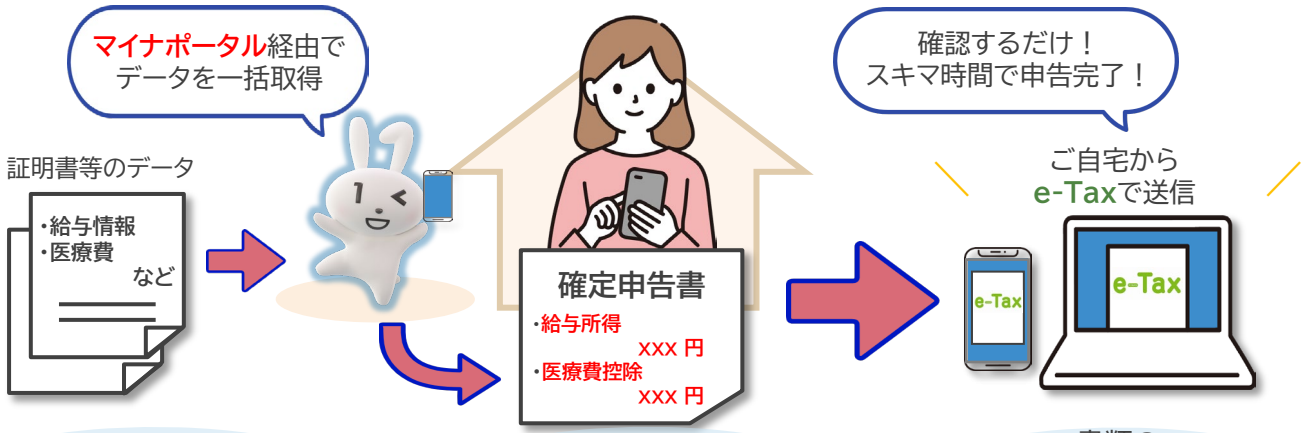
確定申告 まだ記入・入力していませんか？

マイナポータル連携でデータが自動で反映

利用者
400万人を突破!!
多くの方が利用しています



マイナポータル連携で 確定申告はここまでカンタンに…



給与情報や医療費等の
収集や集計が不要

該当項目へ
自動で入力！

書類の
管理・保管が不要

Pick up！

令和8年分の確定申告から

給与情報のマイナポータル連携をご利用できる方が大幅に増えます！



お勤め先が給与所得の源泉徴収票等をオンラインで提出している方は、

「給与所得の源泉徴収票」の情報が
確定申告書に**自動入力されます！**

給与マイナポータル連携
【利用者用ページ】

*初回利用時には**事前準備が必要**です！詳しくは**コチラ！***

マイナポータル連携の対象はこちら

収入関係

- 給与所得の源泉徴収票
- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座年間取引報告書
- 生命保険契約等の一時金・年金
- 損害保険契約等の満期返戻金等・年金

控除関係

- 医療費※
- 寄附金(ふるさと納税 等)
- 社会保険料(国民年金保険料 等)※
- 生命保険料・地震保険料※
- iDeCo
- 住宅ローン控除関係

など

マイナポータル連携の詳細はこちら	連携に対応している証明書発行企業等はこちら	代理人登録の詳細はこちら

※ 事前にマイナポータルで代理人の登録を行うことにより、申告に含めることができるご家族の証明書等を取得することができます

マイナポータル連携を利用するための事前準備は裏面をご確認ください

国税庁　法人番号7000012050002

マイナポータル連携の利用には事前準備が必要です

手続に時間がかかる場合がありますので お早めの準備をお願いします

事前準備の詳細は国税庁HPをご確認ください

事前準備に必要なもの

- ✓ マイナンバーカード
- ✓ マイナンバーカード読取対応のスマホ
  - ※ スマートフォンのマイナンバーカードを利用することで実物のマイナンバーカードの読み取りが不要となります
- ✓ マイナンバーカードのパスワード
  - ① 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
  - ② 署名用電子証明書のパスワード（英数字6～16文字）
  - ③ 券面事項入力補助用のパスワード（数字4桁）
  - ※ ②、③は取得する証明書等に応じて必要となります

マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください

有効期限が切れている場合、e-Tax手続等のご利用ができませんので、お早めに市区町村窓口にて更新手続をお願いします

＞有効期限や更新手続等の詳細は、「デジタル庁HP」をご確認ください

電子証明書のパスワード（①、②）を忘れた場合やロックされた場合の対処法については、地方公共団体情報システム機構のホームページをご確認ください



事前準備の流れ

1 マイナポータルで利用者登録

すでにマイナポータルで利用者登録済みの方はログインします

利用者登録はこちら

マイナポータル

マイナアプリ（旧マイナポータルアプリ）をインストール



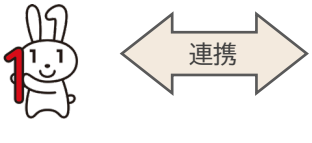
※マイナアプリへアップデートした場合は、マイナンバーカードを使った利用登録が必要です

2 「確定申告の事前準備」ページで取得したい証明書等を選選択



3 マイナポータルと民間送達サービス・e-Tax・ねんきんネットを連携

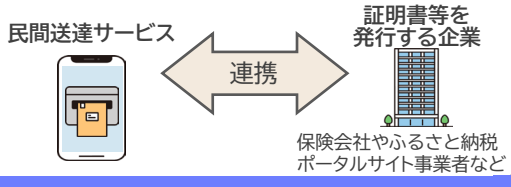
取得したい証明書等の種類に応じて、マイナポータルと民間送達サービスなどを連携します



4 民間送達サービスと証明書等を発行する企業との連携

証明書等の電子交付サービスの利用登録や電子交付への同意を行い、企業との連携を行います

※ 手続完了まで数日かかる場合があります



5 e-Taxのマイページで情報取得希望の登録

給与所得の源泉徴収票情報等を取得する場合は、e-Taxのマイページで情報取得希望の登録等を行います



動画で見る確定申告

マイナポータル連携の事前準備の方法などを動画でご案内しています

事前準備が完了したら..

確定申告書等作成コーナーで自宅からマイナンバーカードでe-Tax！

このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります

R8.8

事業者の皆さまへ

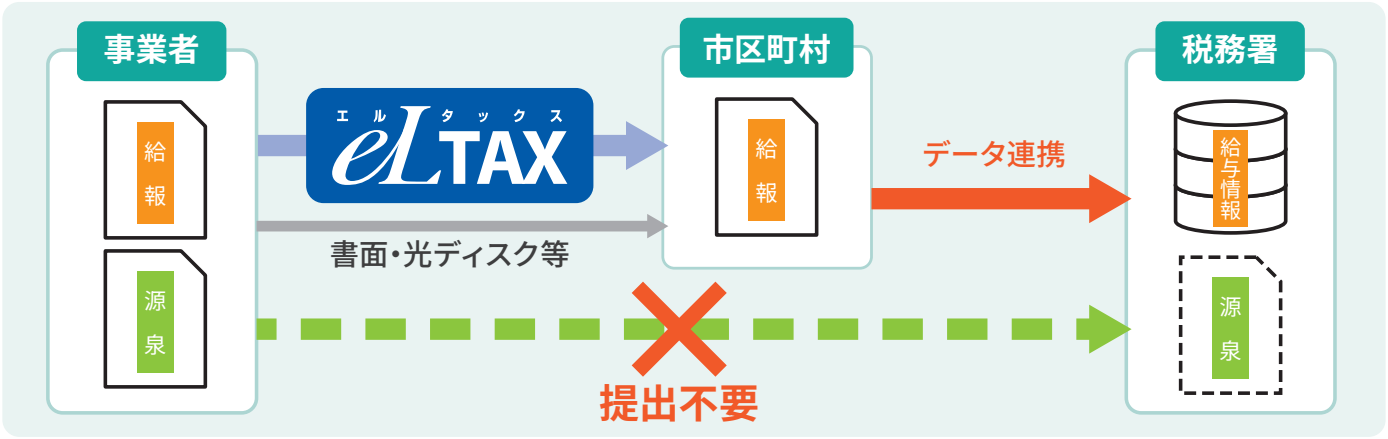
令和9年1月から 源泉徴収票の提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の給与所得の源泉徴収票については、事業者の提出事務の負担軽減を目的として、給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります（源泉徴収票のみなし提出の特例）。

つまり…給与支払報告書を市区町村へ提出した場合には、

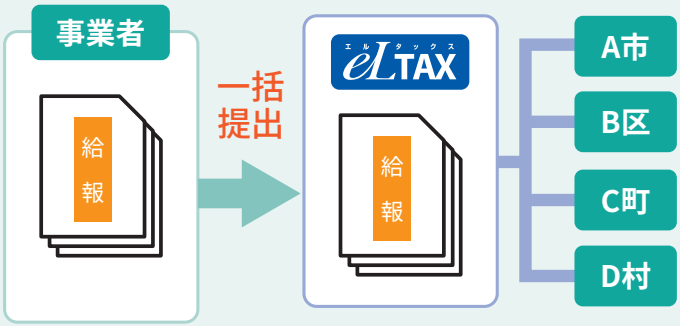
源泉徴収票を税務署に提出する必要がなくなります！



給与支払報告書の提出はeLTAXで、業務負担を大幅軽減！

eLTAXを使えば、各市区町村へ自動振り分け提出！







国税庁　総務省　地方税共同機構 LOCAL TAX AGENCY

裏面もお読みください

まだまだあります！eLTAXで提出するメリット！

☑個人住民税特別徴収税額通知(納税義務者用)を電子データで受けとれます！

従業員への配付・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。

☑従業員の確定申告がさらに便利に！

令和9年1月以降、eLTAXで提出された給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります！

ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合
マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため
入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。



令和8年9月24日以降eLTAXが便利になります

サービス提供時間の拡大	24時間365日電子申告・電子納付等ができます！ ※メンテナンス時間を除く
GビズIDログイン機能の実装	eLTAX利用者IDとGビズIDを紐づければ、 以後はGビズIDでログインできます！

Q&A

Q. この改正は、何年分の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。
※令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても、令和9年1月1日以後に、そのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、この改正が適用されます。

Q. 給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を提出する必要はありますか？

A. 令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」を市区町村へ提出した場合は「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」を税務署に提出する必要はありません。
※ただし、「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」は6つの調書に対応する兼用様式のため、給与所得の源泉徴収票以外の調書を税務署に提出する場合は、提出する調書について記載した合計表を併せて提出する必要があります。

Q. 今回の改正を機に「給与支払報告書」のみを提出した場合、従業員はマイナポータル連携された給与情報を利用できますか？

A. eLTAXで提出された令和8年分以後の「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象になりますので、利用できます。
書面や光ディスク等で提出した「給与支払報告書」は、マイナポータル連携の対象にはなりませんので、ご注意ください。
（「給与所得の源泉徴収票」を別途、e-Taxで提出する必要はありません。）
※給与情報を正しく連携するため、マイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不備がないようご注意ください。

参考リンク

制度改正の内容について（国税庁ホームページ）

eLTAXの利用方法について（地方税共同機構 ホームページ）

給与情報のマイナポータル連携（国税庁ホームページ）

デジタル化に関する相談窓口一覧

相談内容	相談先	電話番号等
① 経営に関する一般的なご相談 商工会・商工会議所の会員の方はもちろんのこと、非会員でも相談可能な経営支援の相談窓口	お近くの**商工会**または**商工会議所** 右記のサイトから電話番号等をご確認ください	全国商工会連合会 全国各地の商工会WEBサーチ https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754
		日本商工会議所 商工会議所検索 https://www.jcci.or.jp/ccisearch/?page=cciSearch
② 経営に関する一般的なご相談 売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けた提案や、適切な支援機関の紹介を行う相談窓口	各都道府県の**よろず支援拠点** 右記のサイトから電話番号等をご確認ください	よろず支援拠点全国本部 支援拠点一覧 https://yorozu.smrj.go.jp/base/
③ IT利活用に関するご相談 ITコーディネーター等のIT専門家とオンライン面談が可能な相談窓口	**IT経営サポートセンター** 右記のサイトから相談日時を予約	IT経営サポートセンターHP https://it-sodan.smrj.go.jp
④ デジタル化・AI導入補助金（旧：IT導入補助金）に関するご相談 業務の効率化やDXの推進に向けたITツール等の導入費用を支援	**デジタル化・AI導入補助金事務局** 中小企業デジタル化・AI導入支援事業コールセンター	デジタル化・AI導入補助金HP https://it-shien.smrj.go.jp 0570-666-376（ナビダイヤル） 050-3133-3272（IP電話等） 【受付時間】 (9:30-17:30 土日祝・年末年始除く)
⑤ 適正記帳による経営の合理化に関するご相談 青色申告会・納税協会の会員の方向けの相談窓口	お近くの**青色申告会** 右記のサイトから電話番号等をご確認ください ※個人事業者の方に限ります。	全国青色申告会総連合 窓口検索 https://www.zenaoirobr.jp/search/index.html
	お近くの**納税協会** 右記のサイトから電話番号等をご確認ください	納税協会 各地の納税協会（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県） https://www.nouzeikyokai.or.jp/kobetsu/osakashi.html